

徳島市建設工事等電子入札要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号。以下「契約規則」という。）第17条の2（第21条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ。）及び建設工事に関する測量、調査、設計業務等の委託に係る競争入札手続を電子入札システム（本市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理システムをいう。以下同じ。）により行う入札に関して、契約規則その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(入札参加者の指名)

第2条 市長は、入札手続を電子入札システムにより行う場合は、契約規則第20条第2項の規定により、契約規則第5条第2項各号に掲げる事項を各入札参加者へ通知しなければならないとなっているものを工事発注情報開示（以下「情報開示」という。）として公表することにより通知したものとみなす。

(質疑書の受付及び回答)

第3条 当分の間、入札手続を電子入札により行う場合についても、質疑書の受付及び回答は紙入札の例によるものとし、電子入札システムによる質疑書の受付及び回答は行わないものとする。

(入札の方法等)

第4条 入札書は、電子入札による場合は、契約規則第12条の規定にかかわらず、市長があらかじめ指定する日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙入札による場合は、契約規則第12条によるものとする。

2 電子入札システムにより入札書が提出された時点は、本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされたときとして取り扱うものとする。

3 前項の規定は、電子入札システムにより申請書、届出書その他の文章が提出された時点について準用する。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、市長の承諾を得て、書面により提出することができる。

(入札の無効)

第6条 第4条の入札書を電子入札システムにより提出した場合は、契約規則第13条第8号の規定中「入札者の記名押印のないもの」とあるのは「電子認証書を取得していない者が入札をした場合」と読み替えるものとする。

(開札)

第7条 市長は、当該入札において紙入札がある場合には、開札時に当該入札書記載の入札金額を電子入札システムに登録するものとする。

2 市長は、入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）の立ち会いの上で、電子入札システムにより開札を行うものとする。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせないで開札を行うことができるものとする。

4 第2項の開札の場所及び日時は、告示又は情報開示に示すものとする。

（くじによる落札者の決定）

第8条 前条第2項の開札の結果、落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、原則として、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 落札者となるべき同価の入札をした者の中に紙入札方式による参加者がいる場合でも、電子くじにより落札者を決定するものとする。

3 市長がやむを得ないと認めたときは、市長が指定する場所及び日時において、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（落札者の決定通知）

第9条 電子入札により落札者が決定したときは、契約規則第17条の規定にかかわらず、電子入札システムにより落札者の決定を通知する。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

2 入札手続を徳島県が運用する電子入札システムにより行う場合は、この要領及び別に定める基準のほか、徳島県が電子入札システムについて定める基準により取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。